

# 低炭素建築物の認定制度が始まりました



小田原市都市部建築指導課

## ◆法律の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「法」という。）が平成 24 年 12 月 4 日に施行され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

対象建築物は、市街化区域内において新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするものです。認定を受けるためには、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネルギー基準を超える性能を有し、かつ、低炭素化に資する措置を講じた低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁に申請する必要があります。

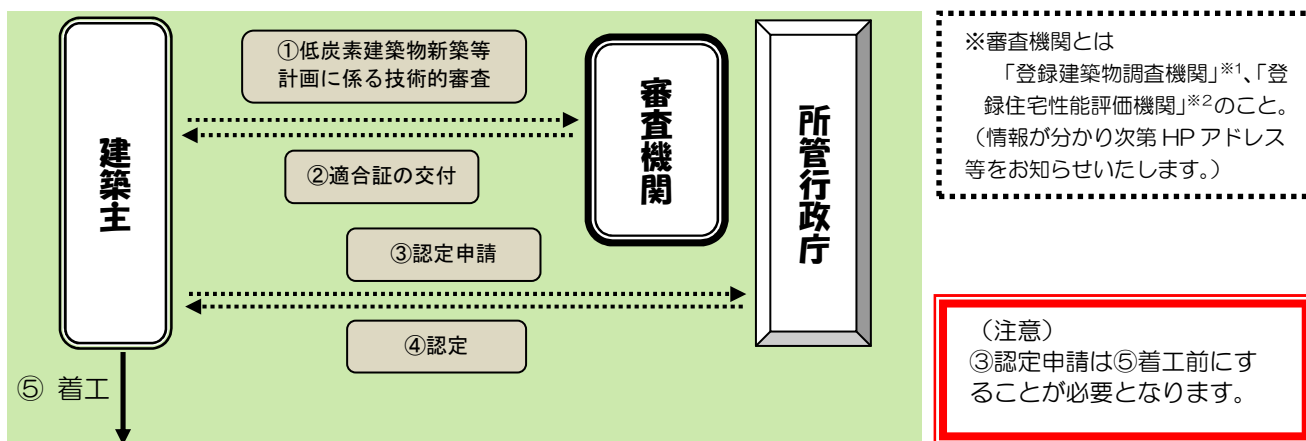
認定を受けた建築物については、所得税等の税制優遇や容積率緩和措置の対象となります。

※基準その他詳細については、情報が分かり次第、順次お知らせしていく予定です。

## ◆認定手続きの流れ

認定申請に先立って、事前に審査機関<sup>※</sup>の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際に、審査機関が交付する適合証を添付することにより、所管行政庁による審査が簡略化され、認定申請手数料が減額されます。

また、認定申請した建築物であって、省エネ法の規定による届出をしなければならないものについては、届出をしたものとみなすことができます。



※1 「登録建築物調査機関」…省エネ法第 76 条第 1 項に規定する機関

※2 「登録住宅性能評価機関」…住宅の品質の確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する機関

## ◆認定基準について

低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合していなければなりません。

項目	概要
1. 定量的評価項目	省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が 10%以上低減されたものであること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
2. 選択的項目	節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策又は建築物（躯体）による対策等の低炭素化に資する措置を一定以上講じていること。
3. 基本方針	法第 3 条第 1 項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし適切なものであること。
4. 資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

## ◆お問い合わせ先

小田原市都市部建築指導課 0465-33-1433 小田原市荻窪300番地